

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年1○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A区に本社を置き情報サービス業を営むB会社に平成○年○月○日に雇用され、システムコンサルティング業務に従事していたところ、平成○年○月以降に業務量が著しく増加し、体調不良により平成○年○月○日にCクリニックに受診し「うつ病、社会不安障害及びパニック障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人は平成○年○月下旬に業務上の事由により精神障害を発病したものと認め、給付基礎日額を○円として休業補償給付を支給する旨の処分（以下「初回処分」という。）をした。

請求人は、初回処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、同処分を取り消す旨の決定をしたので、監督署長は、給付基礎日額を○円に変更して同給付を追加支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

請求人は、本件処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けで棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、休業補償給付の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の付加的判断

請求代理人は、給付基礎日額に全ての未払いの残業代等が算入されていないと主張するが、本件処分の給付基礎日額は、監督署長の業務上外の調査において認定された請求人の発病前6か月間の各日の労働時間(審査官による修正を含む。)を基礎として適正に算定されたものであり、他に請求代理人の主張を根拠付ける資料は見当たらないので、妥当であると判断する。

3 以上のとおりであるから、休業補償給付の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるものとは認められず、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。